

倉吉市自治公民館への加入及び参加を推進する条例（案）に係るパブリックコメントに対する市の考え方

| No | 意見の内容 | 対応 |
|----|--|--|
| 1 | <p>条例を作る内容にしては少し乏しい内容に感じた。 まず自治会に入らない個々の理由を知らなすぎな条例であると感じる。 入らない理由としていくつか例を上げていく。 他町から転居してきた時に、その転居先の公民館館長や役員から粗暴な扱いを受けた、そして児童の集団登校などのグループに入れて貰えないなどの差別を受けた。 転居した矢先、何の説明も無く、自治会費なる名目で突然家に押しかけ班長を名乗る人間からお金を請求され、当然、全く面識が無いため警察を呼ぶか悩んだ。 自治会、地区の行事に参加しない場合は罰金をはらわされた。一行事につき、5,000円だと。 などの相談を受けた事がある。名目も分からない自治会費や罰金など意味が全くわからない。自治会費はまだしも罰金を、司法での判決でもないのに、公民館や自治会が徴収するのは個人の財産権の侵害にあたる可能性があるにも関わらずだ。 市はこの様な事が実際に行われてる現状をどう考えているのか。 当然野放しにしているようでは、市に町に協力しようとは思わない市民も出てくるだろう。特に高齢化が進む倉吉市で行事参加が難しい高齢者もこれから増えて行く。その中で参加しないなら罰金とは。また、町によって自治会費が倍近く違ったりと、不透明感がいなめない。 自治会費などは、どの町にでも同じ金額であるなら納得も出来るだろうが。市が倉吉市どこに住んでも同じ自治会費だ。と決めるのも1つの案である。先ずはその辺から変えて行かなくては、この条例をきっかけに入りたくない自治会へ強制的に入らされ誂取されると感じる市民も出てくる。 また、ごみ捨てに、関してもだが、ゴミ袋はコンビニやスーパー等が市役所から購入して販売していると聞いた。当然市民は間接的に市から購入した事になる。にも関わらず、自治会に入っていないとゴミ捨て場すら教えてもらえない。それどころかゴミ袋を捨てるなどと言われる始末。市からゴミ袋を購入したにも関わらず。 その辺から変えて行く方向で進んで最終的自治会への参加の条例を時間を掛けてやっていく必要がある。</p> | <p>自治公民館は住民等によって組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体であるため、市が活動内容を強制することはできませんが、いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。自治公民館への加入と参加に繋がるような取り組みに努めていきたいと考えます。</p> |

| No | 意見の内容 | 対応 |
|----|---|--|
| 2 | <p>条例制定に反対します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災、防犯、環境美化については、必要なことだと考えますので、今後も活動するのが自治公民館の役目だとは思いません。しかし、祭り、運動会、敬老会、文化祭その他スポーツ大会などどうしても必要だというものではない活動がこれまで行われてきており、自治公民館の役員の負担はかなり大きかったのは事実です。これらの活動は、ほとんどがコロナウイルス感染拡大により中止された活動（行事）です。しなくても問題ありません。公民館活動が盛んである地区にあって、人口の少ない自治公民館ほど個人の負担が大きくなるのです。逆に、行事や活動が少ない地区では、あまり負担なく楽に生活できるのです。それをよくない事ととらえる人は、元気（健康）で、介護しなければいけない家族もなく、生活にも精神的にも余裕がある人です。このような人々の方が大半なのかもしれません。 ・健康福祉については、具体的にどんな活動をイメージしているかわからないのですが、健康診断の受診のすすめなどであれば、自治公民館が担うべきものとは思いません。まして、スポーツ大会やスポーツ活動を含めているのであれば自治公民館活動としては必要だとは思いません。例えば、グランドゴルフ大会とか。愛好者が勝手にやればいいことです。 ・自治公民館には、交通安全の活動も割り当てられます。交通安全週間になれば、のぼり旗を設置したり、立ち番をしたりという活動もしています。今後、自治公民館の役員が駆り出されるのを減らすために、ボランティアに託すか、やめるべきです。 ・意義のあるよいことだからと言って、活動を削減することなく続けるならますます加入者は少なくなることでしょう。 ・倉吉市の人口が減少しているということは、各自治公民館単位の人口も減っているということなので、これまでの活動を単一の自治公民館でするのは不可能になってきます。規模が小さいところほど掛け持ちが増えて大変になるし、館費（町内会費）もお安くないところもあるので、自治公民館に加入する市民が減少するのは当然だと思います。自治公民館活動の必要性を訴えられてもしんどくなるだけです。「～する必要がある」「～しなければならない」というように義務の押し付けのようになってしまします。するなら自治公民館活動にどんなメリットがあるか具体的に示して、アピールするべきだと思います。そういう視点でないと加入・参加してみようと思わないのではないのでしょうか。他に特に有効な対策もなく、ただひたすら加入を呼びかけるのは愚策かと思えます。それ（加入促進）を各自治公民館の役員にやらせるというのは安易な考えであり、反対します。 ・「市民の役割」として「自治公民館への加入や活動への積極的な参加に努める」ということにも、問題ありだと感じます。年齢に関係なく、元気な人ばかりではありません。一億総活躍社会を目指す必要はないでしょう。不参加も認めるべきだと思います。場合によっては、※プライバシーや個人の自由が侵害されるおそれがあります。そうしないと、不参加の人を「市民の役割を果たしていない」という理由で白い目で見、不愉快に思う人たちが生まれ、健康などの理由も含め不参加の人が肩身のせまい思いをすることになります。 ※プライバシーの侵害とはこの場合、いちいち不参加の理由を表明しなければならなくなるということです。 ・「自治公民館への加入や活動への積極的な参加に努める」ということを「市民の役割」として条例に定めてしまうと息苦しく、ますます住みにくいまちになり、可能な人は倉吉市から流出することだって起こりえるのではないのでしょうか。自治公民館に加入し、活動に積極的に参加しましょうとチラシを配る程度におさめるべきではないかと思えます。そもそも、このようなことは自主性に期待するべきことであり、条例として定めなければいけないことは自体情けなく、恥だと思えます。 ・協働のまちづくりや連帯感を高めるといって聞こえはよいですが、条例まで制定して、自治公民館活動に全員参加させようとするのは、昔の日本の役負担を思わせ、時代に逆行する取り組みだとも思います。 <p>最後に、繰り返しになりますが、自治公民館の役員に、戸別訪問をして加入促進活動をさせるようなことだけはやめていただきたい。いろいろな事情で仕方なく、いやいや役員を引き受ける人もいます。訪問される側にも、加入していたけれど、途中脱退した人もいます。そういう人たちの説得までさせるのですか？議会でどんどん話を進めて暴走しないためにも、今回のように市民の意見を聞く機会を持っていただいてありがたいと思っています。マイナーな意見にもきちんと耳を傾け、検討しなおされることを望みます。よろしくお願いします。</p> | <p>自治公民館は地域の住民により組織された地域コミュニティ組織であり、住んでいるまちを良くするため活動をされており、時代の変化に伴い見直しを行なわれている自治公民館もあれば、従来からの活動内容を継続されている自治公民館や、役員や活動への参加について家庭の事情等を配慮されている自治公民館もあります。そして運営内容等については、各団体が定められた会則や、総会等の会員間の合意により決定し、実施されているため地元の自治公民館において、話し合っていたいただき決めていただければと思います。</p> <p>条例制定後の取り組みとして、パブリックコメントの資料に記載しておりますが、これは例であり必ずしてくださいというものではありません。どこまでの取り組みをされるかは各自治公民館で判断いただいて可能は範囲での取り組みを行っていただければと考えております。</p> |

倉吉市自治公民館への加入及び参加を推進する条例（案）に係るパブリックコメントに対する市の考え方

| No | 意見の内容 | 対応 |
|----|---|---|
| 3 | <p>2 条例の概要のそれぞれの役割全てにおいて“努める”となっているが、これでは増加が見込めないと思います。（弱い）特に住宅関連事業者に対しては、入居条件として自治公民館への加入を付けるなど、宅建協会で検討していただき足並みを揃えていただきたい。</p> <p>又、最近では一戸建て住宅にお住まいの方でも退会される様です。これから市報等の配布物が未加入であっても配布される様なことになれば、退会に拍車が掛かると思います。未加入者に対してはペナルティが必要だと思えます。</p> | <p>ご意見を踏まえ、表現を一部修正しました（第8条第4項「市等の役割」）。自治公民館への加入等に係る取り組みについては、住宅関連事業者、関係団体等とも連携し、より良い施策を実施できるよう、調査・研究を進めていきます。</p> |
| 4 | <p>今誰も取扱がないのにかなりの職員の方が必要ですか 今ラインで出来ますよね 税を大切に使って下さい。</p> | <p>いただいたご意見は、参考として承ります。</p> |
| 5 | <p>集合住宅（アパート）に住む家族が多くなりつつある。集合住宅には、ごみ置き場も併設されておりゴミ等の処分に困らない。個々の人権尊重の風潮が浸透し、個人主義が尊重され、地域住民と協力して社会に貢献する気概が失われつつある。未加入でも、何ら不自由を感じない。</p> <p>行き過ぎた個人情報保護を持ち出して、表札も設置しない・家族構成も教えない家族が増加しつつある。館費を払わなければならない。役員を押し付けられる。総事をはじめ、様々な町内行事に駆り出される。</p> <p>※従って、条例を制定しても加入増加にはあまり期待できないと考えます。何かメリットがあり、自主的に加入を希望する世帯が現れるような方策を真剣に考えなければならないと思います。</p> <p>・地域防災の観点から考えても、地域住民は個々の地域の自治公民館に加入しなければならないという義務にしなければならないと思えます。</p> | <p>条例を制定したからといって加入者が増加するとは考えておりません。条例で加入を義務付けることは難しいですが、加入のメリット、逆に未加入であることのデメリット等を調査分析し、効果的な施策の実施に向けて検討していきたいと考えています。</p> |
| 6 | <p>1 各自治公民館の実態を市は把握してもらってますか 我が自治公民館は480世帯中270世帯が公民館に加入してありますが加入世帯の半数はアパートで公民館役員は1名のみです（1戸建アパート）</p> <p>2 アパート管理者等に公民館加入を依頼しても入ってもらえない、自治公民館に加入すれば館費が必要で払えない人もいます</p> <p>3 全国展開しているビレッジハウスは加入はいっさいしないとのこと（いろいろな問題点あり）</p> <p>4 子供会の問題 学校にも公民館加入を勧めてもらってますが、未加入家庭があり取扱に苦慮してます</p> <p>5 市報全戸配布について 市報等自治公民館役員が配布している現状です（アパートです） 市報の仕分け期間も2時間半位かかっている。これ以上増やすと時間が倍以上かかってしまいする人がいなくなります。対策をしないと</p> | <p>自治公民館における様々な課題について、今後の取り組みへの参考とさせていただきます。また、市報等の配布については、配布物の削減に努め、自治公民館の負担が過重にならないように配慮します。</p> |
| 7 | <p>持ち家は100%の加入です。アパート・マンションは転入・転出があり加入率は上がりません。又住民票が市外の方もおられます。</p> <p>未加入者へのアンケート等による実態調査、その回答により改善方法を考案する（案）</p> | <p>自治公民館への未加入の理由等、実態を把握する必要があると考えております。今後、調査方法も含め検討します。</p> |
| 8 | <p>大変良い条例だと思いました。 この条例に基づき、更なる自治公活動を推進していくよう、頑張りたいと思いました。</p> | <p>引き続き自治公民館及び地域の活性化にご尽力いただければ幸いです。</p> |

倉吉市自治公民館への加入及び参加を推進する条例（案）に係るパブリックコメントに対する市の考え方

| No | 意見の内容 | 対応 |
|----|---|---|
| 9 | <p>市の職員が全員自治公民館に加入をしているのか？条例制定をする前に足元の確認をして下さい。（公表をお願いしたい。）自治公民館の加入にあたっては、加入金を支払う自治公民館が有るが、その際の加入金等の支援は有るのか？アパートの住人で公民館加入はしても公民館事業への不参加は逆に他の住民に悪影響をあたえるので加入イコール事業参加でなければ意味が無い。 自治公民館の住民活動が煩雑に行われている公民館には何らかの特点を考える事は無理でしょうか？</p> | <p>市職員も市の内外を問わず、地域住民であり、自治公民館活動を通じて地域の状況を知り、施策・事業に活かしていくことが重要であると考えています。市職員の自治公民館への加入状況は把握しておりませんが、自治公民館の加入・地域活動への参加について、研修会等を行ない、周知・啓発していきたいと考えております。 自治公民館への加入金の支援制度はありません。また、自治公民館活動の活性化に繋がるような制度については検討していきたいと考えています。</p> |
| 10 | <p>はじめに、自治公民館に加入する市民の減少により、その結果まちづくりへの影響が顕在化しつつあるとありますが、何が顕在化しているのか、又、しつつあるのか市民に分かっているのかが明文化されていないと感じます。具体的な影響例を挙げてほしい。 倉吉市内の自治公民館への加入について、あるところでは自治公民館加入金が数十万円必要などところがあります。実際に私の住んでいるところに戸建てで転入された方からは、予定していたところの自治公民館では加入金が必要だったので、こちらに住むようにしたと聞きました。又、自治公民館毎で町費額が違います。私のところでは、「戸建て」「独居・高齢者等」「借家・アパート」の3通りあり金額が違います。市内の自治公民館の町費額が一律でない限り容易に加入してもらえらる心配です。「加入」の受け取り方も個人個人で違うと思います。町費だけ納めておけばよい自治公民館もあれば、町内の役員や町内行事への協力参加を強いるところもあると思います。自治公民館は、その地区に住む住民が自分たちの総意を以ってルールを定めて公平で安心して暮らせる地域づくりをしている為、新参者に先住者達が温かく交流していけるかは地域差があると思います。以上のところまで、倉吉市自治公民館連合会と行政で十分な意見交換が必要です。 自治公民館の役割については、市内13校区の自治公民館協議会の役割が重要な位置にあります。単独自治公民館では不可能なこともあります。 事業者や住宅関連事業者、市等につきましては特段の意見はありません。 いずれも努力義務なのですが、積極的にこの条例の目的に向けた活動をするところには手厚くしてほしいと思います。</p> | <p>地域福祉・地域防災等の自治公民館の役割は、今後、益々重要なものになってくると認識しています。また、行政施策を行う上で、自治公民館未加入者が増えることによる影響として、例えば市報等の配布のように自治公民館単位で周知等を図っていることが、自治公民館未加入者が増えることで周知等の範囲が狭まり、新たな周知等の手段が必要となることで行政効率が悪化し、行政コストの増大に繋がることが考えられます。 具体的な取り組みについては、条例制定後、倉吉市自治公民館連合会とも相談しながら進めていきたいと考えています。</p> |
| 11 | <p>○なぜ加入しないのか要因を把握して推進の情報を得る必要がある。他地域の実態はどうか？ ○「住民異動通知」発送時に、転入者がある場合は「加入促進チラシ」を市として同封すべきである。併せて転入者向けの送付はどうしてあるのか？ ○条例に強制力はないので主旨は理解出来るが、メリットを感じない世帯を加入させる難しさを感じる。防災をからめて市・自治公民館で定例的に加入を呼びかけては？</p> | <p>自治公民館への未加入の理由等、実態を把握する必要があると考えております。今後、調査方法も含め検討します。また、広報活動等を通じて、倉吉市自治公民館連合会とともに自治公民館への加入や、活動への参加を促進していきたいと考えています。</p> |
| 12 | <p>条例（案）第2条にある自治公民館の定義について意見を申し上げます。 文中の健康福祉について、もう少し具体化することを要望するものです。この健康であれ福祉であれ、これまで自治連が取り組んでいる課題です。しかし、このようなくくり方では課題が鮮明ではなく、これまでの経緯について十分承知しているのか不明ですし、とても残念です。自治連として各地区協議会なども健康推進課と繰り返し協議を重ね、健康づくり推進員の役割に止まらず、健康対策そのものの命題を再提議し、例えばフレイル対策など地域で取り組む課題など地域主体に進めるべく各地区で取り組んでいるところがあります。そして福祉についても、地域福祉の具体的な課題について各地区で深掘りする取組みが進められています。こうしたことでは、「健康福祉等」というくくりではあまりにも大雑把で現状を把握しているとは考えられないし、課題が明確ではありません。この標記の前に、地域の防災、防犯、美化活動と課題ごとに表現していることから、分離して課題ごとに標記することが、より鮮明になると考えます。従って、健康福祉ではなく、「健康寿命の延伸、地域福祉の推進」等の活動というふうにしていただくよう強く要望します。また、環境美化という標記がありますが、環境保全とかに訂正してほしいです。</p> | <p>ご意見を踏まえ、表現を一部修正しました（第2条「定義」）。 市としても引き続き地域における福祉及び健康増進の取り組みに努めます。</p> |

倉吉市自治公民館への加入及び参加を推進する条例（案）に係るパブリックコメントに対する市の考え方

| No | 意見の内容 | 対応 |
|----|--|---|
| 13 | <p>○第2条に市民の定義がないのはなぜでしょうか。また、住所がなくても居住している者や、倉吉市外から通勤・通学している者などはどういう立場になるのか不明です。</p> <p>○第4条から第8条の「努めなければならない」とする表記ですが、これは努力義務であって強制ではないとの趣旨とありますが、インパクトが弱いと感じます。せめて自治公民館と市等の役割については、以下のような表現とするのでしょうか。罰則もないわけですし、このような表現にしても条文そのものが直ちに違憲、違法になるわけではありませんし、条例制定における思いとしては強いと思います。</p> <p>第4条 加入等に努めなければならない→加入するものとする</p> <p>第5条1 活動の実施に努めなければならない→活動を行うものとする</p> <p>第5条2 促進するよう努めなければならない→促進するものとする</p> <p>第5条3 提供するよう努めなければならない→促進するものとする</p> <p>第8条4 尊重するよう努めなければならない→尊重しなければならない</p> <p>第8条6 参加するよう努めなければならない→参加しなければならない</p> <p>○第7条の「自治公民館への加入等の促進に関する市の施策」および第8条4の「自治公民館に関する施策」とは具体的にどのようなものですか。それらの施策はいつ決定し、どこで確認できるのでしょうか。</p> | <p>ご意見を踏まえ、表現を一部修正しました（第2条「定義」、第8条第4項「市等の役割」）。</p> <p>自治公民館への加入等に関する具体的な施策については、市窓口での加入促進等、早期に実施するものもありますが、外部との調整が必要なものもありますので、早期に調整を図り公表したいと考えています。</p> |
| 14 | <p>倉吉市自治公民館への加入及び参加を促進する条例（素案）制定について反対です。</p> <p>倉吉市市民参画と協働のまちづくり推進条例が制定されたのは平成18年12月ですから、すでに16年の年月が経っています。これを基に制定される「倉吉市自治公民館への加入及び参加を促進する条例」が現代のライフスタイルに合う決め事なのか再度お考えいただきたいと思います。かつて自治を勝ち取った先人の方々には大変申し訳ないが、時代は常に変わり続けています。</p> <p>私は都市部からの移住者ですが、1月3日に地域の会合がありました。正月は家族と過ごすものと思っていた自分にとっては正直言って負担です。もしアメリカ人やヨーロッパ人にクリスマスの日、地域活動に強制的に参加させようものなら暴動が起きることもありうる事案ではないでしょうかと思います。また9日は神社のお札やお飾りなどを燃すための行事が行われました。私は準備とかたづけの係で呼ばれ現場に行きました。私も正月は神社にお参りにゆく家庭に育ちましたので、地域の歴史を理解することは良かったと思いますが、こういった神道に基づく宗教行事も含めて条例化することは、根本的に「宗教の自由を保障している憲法20条」に違反するのではないのでしょうか？</p> <p>多くの「役員」が存在するのも不可解です。役員会に集まった後の飲み会で近隣住民の親交が深まったことは想像できますが、このコロナ禍では「自治公民館役員会」の存在そのものがその価値を考え直す良い機会となったと思います。人口が年々減少して行くにあたり無理やり自治公民館を維持して行こうとする動きにはいかがなものか。地域住民に経済的、時間的加重をさらに課すことになるのではないだろうか。若者の都市部への流出に拍車をかけることにならないでしょうか。</p> <p>維持費のかかる建物（自治公民館）を閉鎖し出来るだけ地域の話し合いはメールなどで済ませ、会合は地区公民館を利用したうえで結果は回覧板でお知らせする。防犯、老人の見守り、ゴミ出し等についてはテレビカメラでモニターするなど可能な部分はインターネットを利用してコストも規模も縮小して行く方向が実情に沿っているのではないかと思います。</p> <p>自治公民館への加入、参加は各家庭の判断で自由で良いと思います。また、市役所員もまた市民ですので各自の判断で参加不参加は決めるべきだと思います。</p> <p>多様な生活様式や新しい価値観を認めて行かないと、転出者がさらに増加し倉吉市自体の存続も危うくなる可能性が十分にあることをいま一度お考えいただきたいと思います。</p> <p>以下参考</p> <p>＜日本国憲法 第20条 【信教の自由】＞</p> <p>第1項 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。 いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。</p> <p>第2項 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。</p> <p>第3項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。</p> <p>＜条例について＞</p> <p>日本の現行法制において地方公共団体が国の法律とは別に定める自主法。条例の実効性を確保するため、刑罰規定（2年以下の懲役・禁錮、100万円以下の罰金、拘留・科料または没収）または5万円以下の過料を置くこともできる。</p> | <p>自治公民館は最も身近な地域コミュニティ組織として、地域住民の皆様が安心して暮らせる住みよいまちづくりに向けた活動を行われています。</p> <p>今回の条例案では、自治公民館の担っている役割の重要性を市民の皆様十分に認識していただき、市民の皆様が積極的に、主体的に自治公民館への加入や、活動へ参加・参画していただきたいと考えているところですが、加入について強制することは考えていません。広報・啓発活動に加え、市、自治公民館、事業者、住宅関連事業者など各主体が力を合わせて加入促進に向けた取組を進めて参りたいと考えております。</p> |

倉吉市自治公民館への加入及び参加を推進する条例（案）に係るパブリックコメントに対する市の考え方

| No | 意見の内容 | 対応 |
|----|--|---|
| 15 | <p>共働きで保育園の子を育てています。同居もしておらず3人で暮らしています。朝は7時半には家を出て、18時には帰宅その後、夕食、お風呂、子供の世話と子供を寝かす21時半まで落ち着いて座る時間ありません。（見えない家事は沢山あります。）その毎日を送るなかで自治会の会合等に行かれると出来る家事がストップしてしまいます。また、休みの日は普段遊べない子供と一緒にゆっくりしたいです。自治体活動は加入している限り永遠と続きますが、子供と過ごせる時間はほんの数年です。</p> <p>そのことを踏まえ、自治体加入についての条例には「条例まで作らなくても良いのではないか」とも思います。また、条例を出す前に自治体の活動、費用の透明性など確認するところはあるのではないのでしょうか？</p> <p>例えば、自治体ごとの女性会、体育委員は必要でしょうか？（イベント時など人数が揃わないからと半強制的に・・・との声もあります。）市でイベントを開催し、自由参加という形にしても良いのではないのでしょうか？</p> <p>もう少し今の時代にあった自治体の在り方をしめせば加入してくださる方も出てくるのではと思います。</p> | <p>自治公民館活動は、市民の「自主的」かつ「主体的」な活動を基本理念としています。自治公民館への加入は、市民の自主性に基づき、強制されるものではありませんが「市民が地域で安全で安心して快適に暮らしていく上で、自治公民館が果たしている役割」を認識していただき、自治公民館への自発的な加入や活動への参加をしていただけたらと考えます。</p> |
| 16 | <p>「倉吉市自治公民館への加入及び参加を促進する条例＞（素案）に意見を述べさせていただきます。</p> <p>自治公民館の活動内容の例示が淡白で入らなければという気にさせるために第2条（1）の内容を以下のように変更すべきと思います。</p> <p>＜現行内容＞</p> <p>（1）自治公民館 市の区域内において、地縁によってつながりを持った市民が、地域の防災、防犯環境美化、健康福祉等の活動を自主的に運営している組織（、、、）をいう。</p> <p>＜提案内容＞</p> <p>（1）自治公民館 市の区域内において、地縁によってつながりを持った市民が、地域の防災活動・防犯活動・環境整備、市民の健康づくり・福祉活動等の活動を自主的に運営している組織（、、、）をいう。</p> <p>「市民」という言葉は「住民」としてもらった方がしっくりくるような気がします。</p> | <p>条例第2条の定義に「市民」を追記することで、住民登録の有無に関わらず住民を市民として位置付けました。</p> |
| 17 | <p>西鴨公民館は全て自治公民館に加入しています。以前に新しく転居された人達に不安を感じさせない地域の人達の接し方、西鴨のルーパ的な物を詳しく説明、不明な点は聞いていただき、墓地は無償提供、無線放送器は地域が半額負担します。なるべく転居者に安心感を持っていただく為にいろいろな事への相談に応じています。人と人の繋がりが大事ではないのでしょうか、関わる事の大切さを続けて行くことだと思います。</p> <p>転入者の多い大きな町は少ない町に比べ加入促進は大変だと思います。</p> | <p>引き続き自治公民館及び地域の活性化にご尽力いただければ幸いです。加入促進の取り組みに向けては、市も自治公民館と一緒に進んでいきたいと考えております。</p> |
| 18 | <p>第9条に、「・・・必要な事項は、市長が別に定める。」とあります。加入促進に向けて、何が加入を阻害する要因なのかを確認し、その阻害要因をなくしていくための実質的な施策が必要な気がします。加入する意味や意義の理解不足なのか、時間的な制約のためなのか、経済的な制約のためなのか、経済的な面のためなのか等を考えることが望まれると考えます。</p> <p>上記内容と関連するのですが、これまでの加入状況の経過や推移を基にして、特に未加入の実数が多い地区、世帯などの傾向や課題などを分析し、施策の立案が望まれると考えます。</p> | <p>市としても条例を制定したからといって加入者が増加するとは考えておりません。条例で加入を義務付けることは難しいですが、加入のメリット、逆に未加入であることのデメリット等を調査分析し、効果的な施策の実施に向けて検討していきたいと考えています。</p> |

倉吉市自治公民館への加入及び参加を推進する条例（案）に係るパブリックコメントに対する市の考え方

| No | 意見の内容 | 対応 |
|----|--|---|
| 19 | <p>秋喜西町の世帯数は、104世帯（2021年10月現在）ありますが自治公民館に加入している世帯は、現在32世帯となっています。団地・アパートを除く世帯で組織しています。2020年、2021年2年間に町内に家を建設又は、購入されて転入が6世帯あり自治公民館に全世帯加入していただきました。</p> <p>以前、我々の自治公民館は、町内の団地・アパートの皆さんと一緒に公民館活動をしていましたがいろいろ問題があり現在の形になった経緯があります。「自治公民館への加入及び参加を促進する条例」が制定されても自治公民館の中には、地域の特情や事情、過去からの経緯等もあり参加できない自治公民館もあると思います。条例ですべての自治公民館が同じ扱いとなることは無理があると感じています。</p> <p>条例制定後の取組み（案）の中で【市】の取組みを実施された場合、団地・アパートに転入される方から問い合わせがあった場合には、自治公民館の設備・規約が合うものではないこと、また、これまでの経緯を説明しなければなりません。混乱されることが予想されます。【自治公民館】の取組み 未加入世帯への訪問して加入促進も実施できないと考えます。</p> <p>昨年、市報の庁内全戸配布の話がありました。その時も団地・アパートでは転入・転出の数が多く各世帯を把握する事も出来ないし役員の負担があまりにも大きく反対しました。</p> <p>1/17に条例制定の説明を受けて4/1に条例制定ではあまりにも時間が短すぎます。</p> | <p>自治公民館それぞれに事情が異なることは認識しております。全ての自治公民館を同一の取扱いとすることは考えておりませんので、加入促進活動は自治公民館の状況に合わせて行っていただければと考えます。</p> |
| 20 | <p>市民の役割として、特定の任意団体への加入を強制する事はできないでしょうからこの条例が役に立つか疑問である。</p> <p>自治公民館の役割は理解できるどころだが、今と全く変わらない、この条例の効果は期待できない。</p> <p>加入すると、役割と負担金が生じる。しかも自治公民館活動以外の団体への負担することになる。</p> <p>このあたりの説明も丁寧にしないとなかなか今まで加入していない人を加入させることは出来ないと感じている。</p> | <p>市としても条例を制定したからといって加入者が増加するとは考えておりません。条例で加入を義務付けることは難しいですが、加入のメリット、逆に未加入であることのデメリット等を調査分析し、効果的な施策の実施に向けて検討していきたいと考えています。</p> |
| 21 | <p>現在の市職員の自治公加入率はいくらか。</p> <p>自治公が加入のお願いに行き断られた時には、市が再度お願いするのか。※罰則のない条例では断られっぱなしになると思う。</p> <p>条例に「市職員は必ず自治公に加入する」と追記してはどうか。</p> <p>加入促進用のパンフレットの作成。</p> <p>条例の1の目的の中に住宅関連事業者と連携を図ると明記されているが、一部の住宅関連事業者は自治公、地区公の意見を無視する。建築申請時に加入促進する。</p> | <p>市職員も市の内外を問わず、地域住民であり、自治公民館活動を通じて地域の状況を知り、施策・事業に活かしていくことが重要であると考えています。市職員の自治公民館への加入状況は把握しておりませんが、自治公民館の加入・地域活動への参加について、研修会等を行ない、周知・啓発していきたいと考えております。</p> <p>また、加入促進に係る啓発活動としては、市と倉吉市自治公民館連合会で加入促進チラシを作成し、転入者に対してで配布を行なっていますが、その内容、配布方法等を改めて検討します。</p> |

倉吉市自治公民館への加入及び参加を推進する条例（案）に係るパブリックコメントに対する市の考え方

| No | 意見の内容 | 対応 |
|----|---|---|
| 22 | <p>人は単独では生きて暮らしてゆけないことを人々に認知させる事が必要である。人々は組織、仕組みを作って互いに守り、協力してしか生きてゆけない動物単純な根本を忘れかけている。例えばゴミ処分は決められた仕組みできれいに処理されて清潔な環境で生きていられる。又、犯罪も警察という組織を作って人間という動物は平和に生きている。つまり人間は生きてゆく知恵（自治公民館組織活動）で繁栄してきた。自治公への加入は生きてゆく上での人々に課せられた約束事だと思うのだが。</p> | <p>地域福祉・地域防災等の自治公民館の役割は、今後、益々重要なものになってくると認識しています。また、自治公民館は最も身近な地域コミュニティ組織として、地域住民の皆様が安心して暮らせる住みよいまちづくりに向けた活動を行われています。今後も加入促進の取り組みを市も自治公民館と一緒に進んでいきたいと考えています。</p> |
| 23 | <p>当社は、過去に国、公務関係者の方々に対しアパートを仲介し、公民館加入参加についてお願いした経緯があるが、自治公民館の加入参加は本人自身の判断で参加であり、不動産会社から加入参加依頼は望ましくないとされた。そのようなことで今回の条例制定案は如何と。この場合、進めたが断られる原因は何処にあるのでしょうか。</p> <p>条例制定する前に自治公民館と町内会などの関係、お金の流れ、役割、責任などがわかりづらい。説明してほしい。</p> <p>自治公民館の加入参加の促進はいいが、感謝される自治公民館ならば、なぜ参加しないのか、加入参加（未加入不参加）の分析はなされているのだろうか。組織改革や運営改革などをおこなっての条例案でしょうか。（経費の無駄遣い、参加できない公民館活動、外部参加者からは文句が言いたい、言えない状態。だから、加入参加したくないと聞く）</p> <p>倉吉市は今まで加入促進の活動を行ってきたのだろうか。（市に聞くと公民館活動は参加者の意思ですと聞いている）加入促進活動の証拠あるのでしょうか。</p> <p>市役所、公民館は地域の防犯などに努めると書いてあるが、治安（暴力団、過去に窃盗、暴漢、暴行など）情報提供はあるのか。また、自治公民館、町内会の会員等に暴力団の構成員の調査はできてるのか。市民（個人、法人）の情報漏洩対策は出来ていますか。</p> <p>事務所の役割で積極的な参加、協力を依頼する場合は、依頼する方から何らかの対応の準備が必要ではないのか。</p> <p>最後に、「努める」と書いてありますが、その意味をネット等で調べると、精を出して仕事をする、がまんしたりして行う、こらえてすると書いてありますが、条例案に記載してある「努める」はボランティア活動の4原則に反していると感じますが、如何でしょうか。</p> | <p>自治公民館は住民等によって組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体であり、さまざまな取り組みがなされており、活動内容、決算等は総会等で地域住民に説明されていると認識しています。</p> <p>加入促進の取り組みについては、これまでも行っておりますが、条例制定後、より一層の推進を図っていきたいと考えております。</p> |